

○下田市建設工事最低制限価格制度実施要領

平成28年3月18日告示第14号

改正

平成29年5月30日告示第43号の4

平成30年3月20日告示第22号の3

令和元年7月9日告示第36号

令和2年3月19日告示第58号

令和5年5月16日告示第59号

令和8年12月4日告示第117号

下田市建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下田市が発注する工事又は製造その他についての請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。」の実施に関して、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領は、下田市低入札価格調査制度実施要領（平成30年下田市告示第15号）の適用を受けない競争入札に付する全ての建設工事を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合には10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。また、最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の算出方法にかかわらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格○○円」と記載し、更に、最低制限価格に消費税相当額を減じて得た金額を「（最低制限価格入札書比較価格○○円（消費税抜き））」と記載する。

（対象業者への周知）

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、発注機関の長は、公告等の際に、「地方自治法施行令第167条の10第2項の適用があること」を明示するものとする。

（開札処理）

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者としないものとする。

（入札経過の整理）

第6条 発注機関の長は、前条の決定を行った場合、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日告示第43号の4）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日告示第22号の3）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月9日告示第36号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月19日告示第58号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月16日告示第59号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年12月4日告示第117号）

この告示は、令和8年1月1日から施行する。